

宮崎地方最低賃金審議会
第1回 自動車（新車）小売業最低賃金専門部会 議事要旨（公開）

1 日 時 令和2年10月16日（金） 午後3:00～4:20

2 場 所 宮崎労働局労働基準部 大会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出
- (2) 資料説明
- (3) 基本的見解の表明及び金額提示
- (4) 金額審議
- (5) その他

5 議事概要

- (1) 部会長及び部会長代理が公益委員から選任された。
- (2) 事務局から、資料に基づき説明が行われた。
- (3) 労側委員から、地賃が同額の隣県と比較し特賃が低い状態にあること、自動車業界の人材確保が重要であること、春闘妥結額で自動車販売は1.94%であり、これを要求基準にしたいという基本的見解が表明され、現行828円から16円引上げの844円の内示があった。
使側委員から、資料から宮崎県の自動車登録台数等が減少していること、新型コロナウイルスの影響は依然として先行き不透明であるという基本的見解が表明され、現行828円を据え置きとする、828円の内示があった。
- (4) 労側委員から、新型コロナウイルスの影響に関しては、登録台数等が戻りつつある、人材確保、人材の流出防止の観点からも賃上げは必要との主張があった。
使側委員から、新型コロナウイルスの影響から持ち直しの動きがあるという報告があるが実感はないこと、小売業は特に厳しく、売り上げが減少しており、賃上げは厳しい状況であるとの主張があった。
- (5) 事務局から全国の審議状況を説明。
次回10月29日（木）15:00からの開催を確認した。